

河津町の給与・定員管理等について

1 総括**(1) 人件費の状況（普通会計決算）**

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 6,398	千円 5,052,572	千円 200,882	千円 763,965	% 15.12	% 14.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

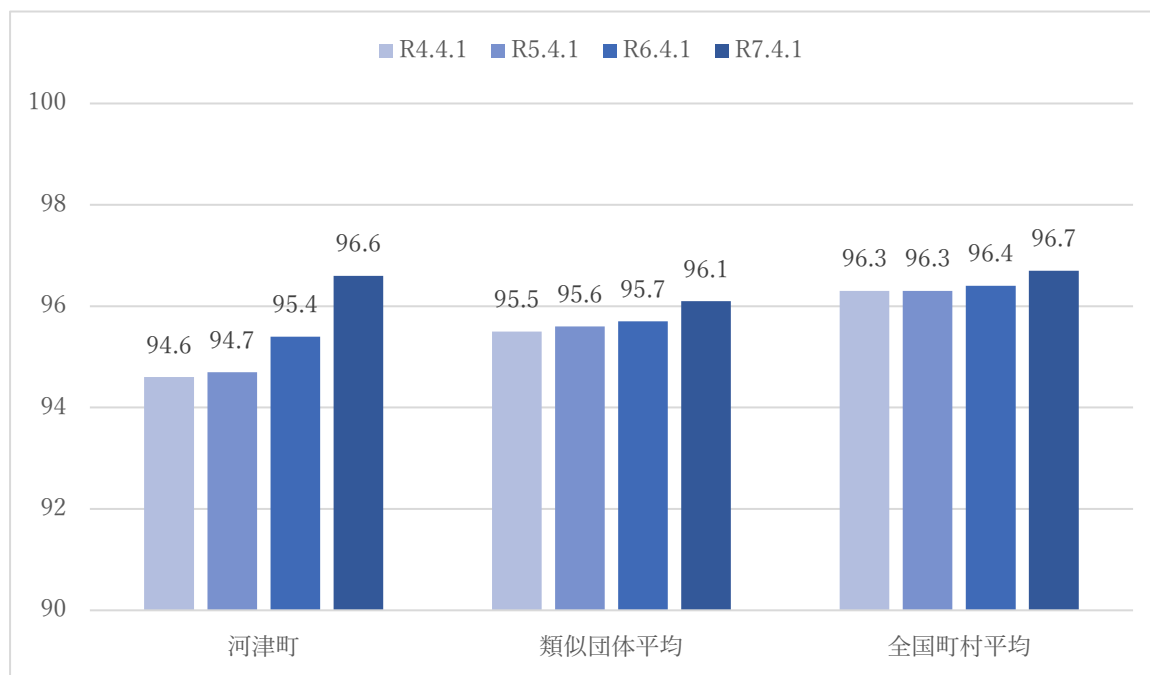
区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 6年度	人 83	千円 290,922	千円 40,588	千円 116,967	千円 448,477

(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,403	千円 5,840

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給

表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

①各階層における職員数の変動における

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
	—	—	(— %)	—	—	—

(注) 人事委員会を設置していないため記載なし

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
	—	—	—	—	—	—

(注) 人事委員会を設置していないため記載なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和 7 年 4 月 1 日

（内容）

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、若年層に特に重点を置き、全ての級・号給の給料月額の上昇を実施。（国の 7、8 級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりは解消は実施していない。）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）【記入例】国基準 4 % に対し、河津町においては 4 % を支給。

（実施時期）【記入例】令和 7 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和 7 年 4 月 1 日時点は 2 %、令和 8 年 4 月 1 日からは 4 % を支給予定。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国基準による支給割合	－ %	2 %	4 %
河津町の支給割合	－ %	2 %	4 %

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和 7 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河津町	38.5歳	306,082円	346,583円	329,262円
静岡県	42.6歳	341,003円	443,233円	380,965円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.9歳	314,625円	367,764円	344,789円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
河津町	*	*	*	*	*
うち業務員	*	*	*	*	*
静岡県	52.2歳	95人	295,809円	—	317,656円
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円
類似団体	41.9歳	95人	314,625円	367,764円	344,789円

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
河津町	42.6歳	296,757円	324,976円
静岡県	42.0歳	377,112円	427,715円
類似団体	41.5歳	305,833円	346,297円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		河津町	静岡県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	228,826円	220,000円
	高 校 卒	194,500円	197,281円	180,000円
技能労務職	高 校 卒	—	195,252円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,600円	358,500円	375,600円	408,600円
	高 校 卒	263,100円	— 円	366,500円	394,900円
技能労務職	高 校 卒	*	*	*	*
	中 学 卒	*	*	*	*

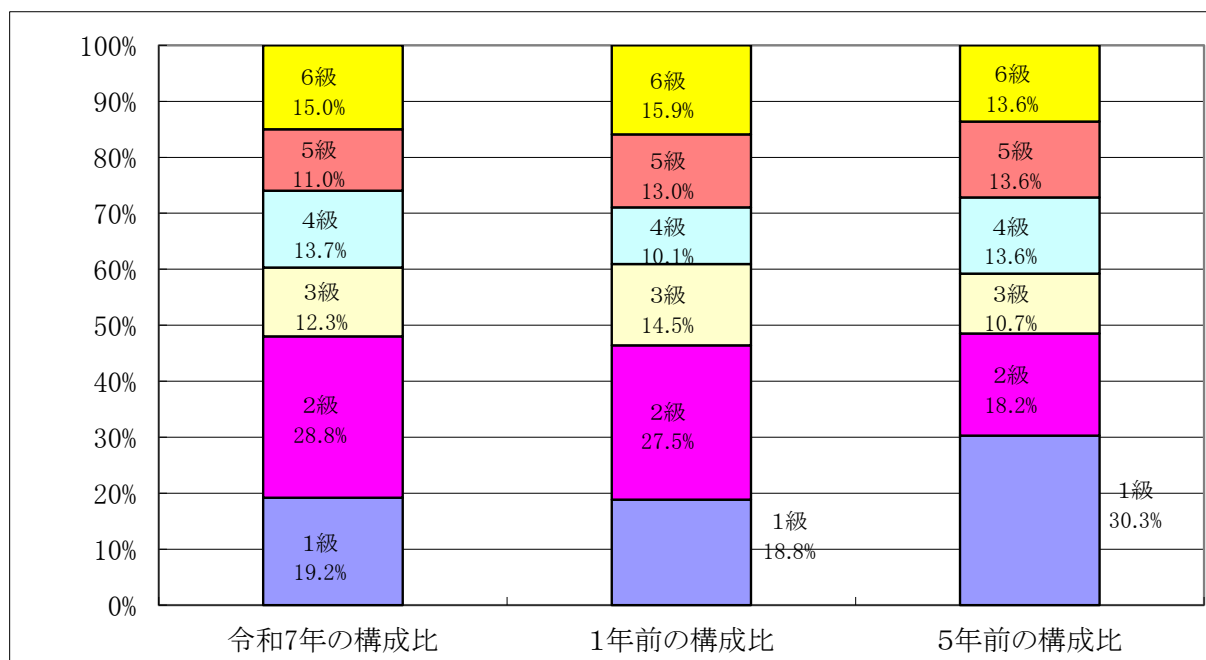
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

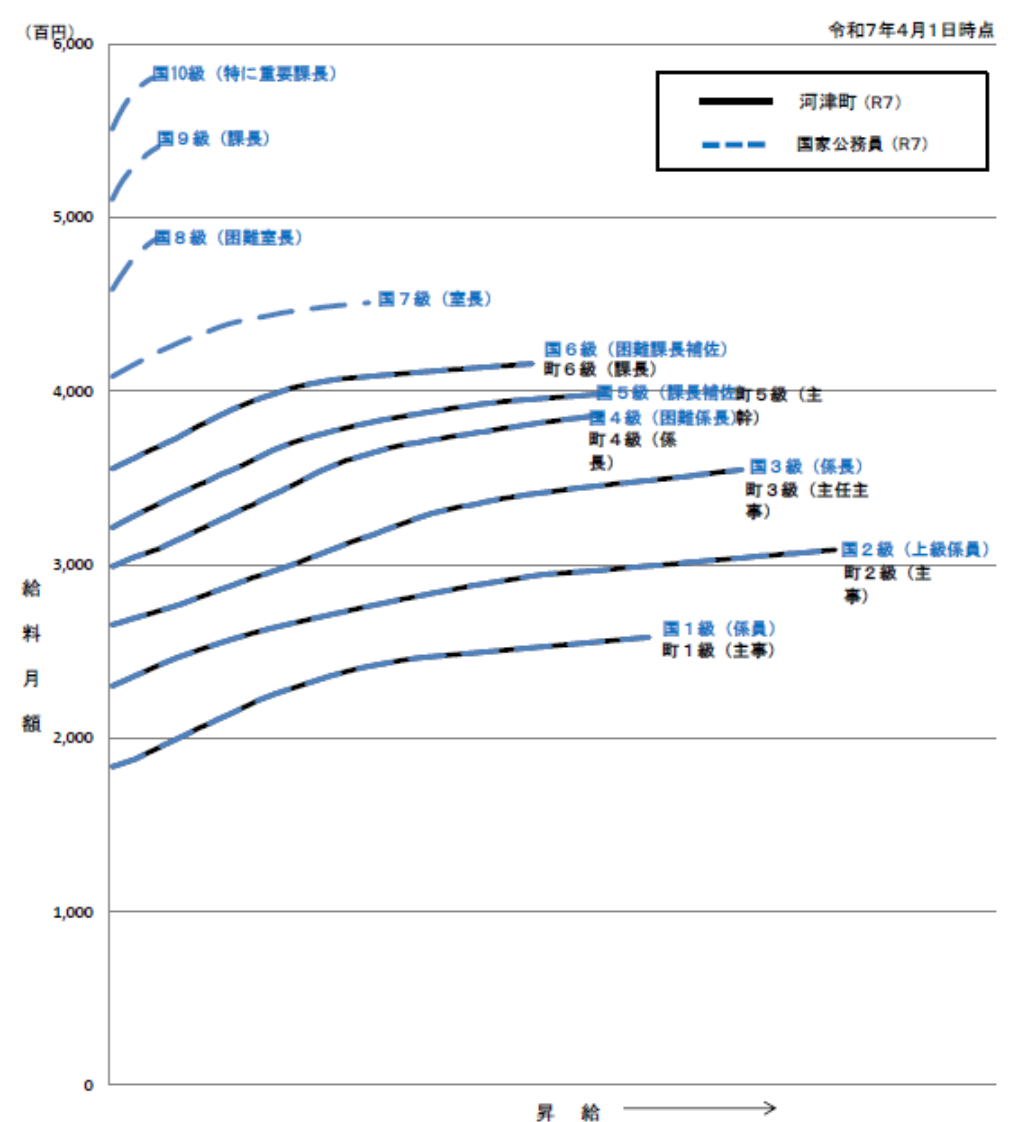
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補、技師補、助教諭、主事、技師、保健師、教諭の職務	人 14	% 19.2	円 183,500	円 258,100
2 級	相当の知識又は経験が必要とする業務を行う主事、技師、保健師、教諭の職務	人 21	% 28.8	円 230,000	円 308,500
3 級	主任主事、主任技師、主任保健師、主任教諭の職務	人 9	% 12.3	円 265,300	円 354,700
4 級	主査、主査保健師、主査教諭、係長、係長教諭の職務	人 10	% 13.7	円 298,800	円 386,100
5 級	主幹、園長、教頭の職務	人 8	% 11.0	円 321,300	円 398,200
6 級	課長、事務局長、会計管理者、参事、室長、防災監、困難な業務を行う園長の職務	人 11	% 15.0	円 355,200	円 415,700

（注）1 河津町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（河津町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○			
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○			○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河津町	静岡県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,346千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,859千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分 （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5月分 2.1月分 (1.4)月分 (1.0)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% （国を上回る加算措置となっている場合、その理由）	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 20～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（河津町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

河津町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率			調整率		
83.7／100			83.7／100		
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％） （退職時特別昇給 なし）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （割増率2～45％）		
自己都合 応募認定・定年					
1人当たり			—		
平均支給額	4,239千円	23,886千円			

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5～6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）			支 給 対 象 外
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			支 給 対 象 外
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
5 級 地	2 %	91人	2 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）			0 千 円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）			－ %	
手当の種類（手当数）			3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和 6 年度決算)	左記職員に対する支給単価
町税事務に従事する職員の手当	右の業務に従事した職員	1. 税務事務に従事する職員が町税の徴収に従事したとき（普通税務手当） 2. 町税に関する滞納処分及び犯罪事件の取締に従事した場合で特に身体に危害の恐れのあるとき（特例税務手当）	0千円	1. 日額 300円 4時間以内150円 2. 日額300円
保健衛生業務に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	1. 伝染病が発生し又は発生するおそれのある場合において伝染病患者若しくは伝染病の疑いのある患者の予防救護又は伝染病菌の附着した物件若しくは附着の危険	0千円	1. 日額 1,000円

		がある物件の 処理作業に従 事したとき（ 伝染病防疫作 業手当） 2. 野犬の捕獲作 業に従事した とき（野犬捕 獲作業手当）		2. 日額 1,000円
社会福祉業務 に従事する職 員の特殊勤務 手当	右の業務に従事し た職員	行旅病人及び行 旅死亡人の処理 作業に従事した とき	0千円	日額 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	15,880千円
職員1人当たり平均支給額 （令和6年度決算）	224千円
支給実績（令和5年度決算）	13,998千円
職員1人当たり平均支給額 （令和5年度決算）	189千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績（ 令和6年度決算 ）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・60歳以上の父母 6,500円 ・扶養親族たる子満16歳に達する年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	6,926千円	197,886円
住居手当	・月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・借家・借間家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃額27,000円超（家賃額27,000円）×1/2（17,000円	同	—	4,954千円	291,412円

	を超えるときは17,000円) + 11,000円				
通 勤 手 当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃等相当額 ・ 自動車等利用者 片道2km以上 (2,000～31,600円) + 加算額 (片道2kmを超える1kmにつき175円～570円)	異	加 算 額	5,096千円	121,333円
管理職手当	課長・局長、室長、園長	—	—	6,343千円	487,923円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	町 長	670,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額 850,000円／ 505,800円
	副 町 長	564,000円	710,000円／ 495,000円
報 酬	議 長	295,000円	375,000円／ 210,000円
	副 議 長	225,000円	375,000円／ 188,000円
	議 員	202,000円	286,000円／ 165,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(令和6年度支給割合) 4.6月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.2月分	
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×年数×500/100 13,400,000円 原則任期ごと 給料月額×年数×300/100 6,768,000円 原則任期ごと	
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

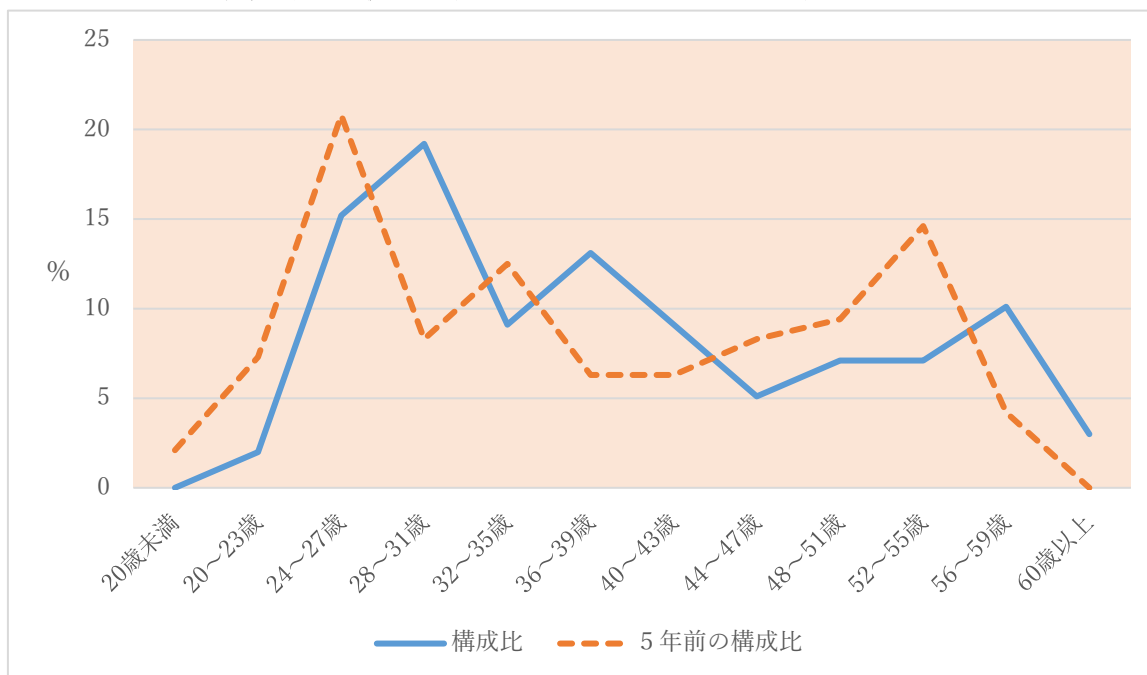
（百万円・千人）

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 6 年	令和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	人 事 異 動 等 人 事 異 動 等 人 事 異 動 等 人 事 異 動 等
		総 務 ・ 企 画	30	32	2	
		税 務	6	5	-1	
		農 林 水 産	6	7	0	
		商 工	4	5	1	
		土 木	8	8	1	
		民 生 衛 生	7 6	7 6	0 0	
		計	69	72	+3	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 112.54 人 （類似団体の人口 1 万 当 た り の 職 員 数 121.01 人）
	教 育 部 門	14	14	0		
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	83	86	+3	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 134.42 人 （類似団体の人口 1 万 当 た り の 職 員 数 144.41 人）	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道 そ の 他	8 6	8 6	0 0		
	小 計	14	14	0		
合 計			97 [118]	100 [118]	+3 [0]	< 参 考 > 人口 1 万 当 た り 職 員 数 156.30 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 0	人 2	人 15	人 19	人 9	人 13	人 9	人 5	人 7	人 7	人 10	人 3	人 99

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	68	70	69	72	69	72	4(5.9%)
教育	16	15	15	14	14	14	-2(-12.5%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	84	85	84	86	83	86	-2(2.4%)
公営企業等会計計	12	14	14	14	14	14	2(16.7%)
総合計	96	99	98	100	97	100	4(4.17%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道温泉事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和 6年度	千円 276,514	千円 25,884	千円 52,621	% 19.0	% 19.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 8	千円 28,307	千円 4,476	千円 11,514	千円 44,297	千円 5,537	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
河津町	39.6歳	318,850円	461,467円
団 体 平 均	45.8歳	345,838円	524,813円

（注） 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

河津町	河津町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,439千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,346千円
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5 月分 2.1 月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.5 月分 2.1 月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

河津町	河津町（一般行政職）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 * 千円 * 千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置（割増率2～45%） （退職時特別昇給 なし） 1人当たり平均支給額 4,239千円 23,886千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支 給 実 績（令和6年度決算）			支給対象外
支給職員1人当たり平均支給年額（○年度決算）			支給対象外
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
5 級 地	2 %	8 人	2 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度 決算）	左記職員に対する支給 単価
水道・温泉事業職員の特殊勤務手当	水道・温泉事業に従事する職員	水道及び温泉工事に従事した場合において、特に身体に危害を受ける恐れのあるとき	0千円	日額300円 4時間以内 150円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度）	3,358千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）	420千円
支給実績（令和5年度）	3,525千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度）	441千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度 決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	・配偶者 3,000円 ・60歳以上の父母 6,500円 ・扶養親族たる子満16歳に達する年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同	—	0千円	0円
住居手当	・月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 ・借家・借間家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ・家賃額－27,000円超（家賃額－27,000円）×1/2（17,000円を超える	同	—	336千円	336,000円

	ときは17,000円) + 11,000円				
通 勤 手 当	・ 交通機関等利用者 運賃等相当額55,000円以下の場合、運賃等相当額 ・ 自動車等利用者 片道2km以上 (2,000～31,600円) + 加算額 (片道2kmを超える1kmにつき175円～570円)	同	—	377.3千円	94,320円
管理職手当	課長	同	—	398.4千円	398,400円